

各区における児童相談体制の強化について

令和3年(2021年)6月14日
子)児童相談所地域連携課

各区保健センターを中核とした相談支援体制の強化

- ◆要保護児童対策地域協議会の機能を高め、関係機関連携・協働体制の強化
- ◆子ども家庭総合支援拠点の機能の位置付けによる児童相談支援体制の強化
- ◆子育て世代包括支援センター機能(母子保健相談体制)と合わせた支援の充実

市民向けの周知の方法について

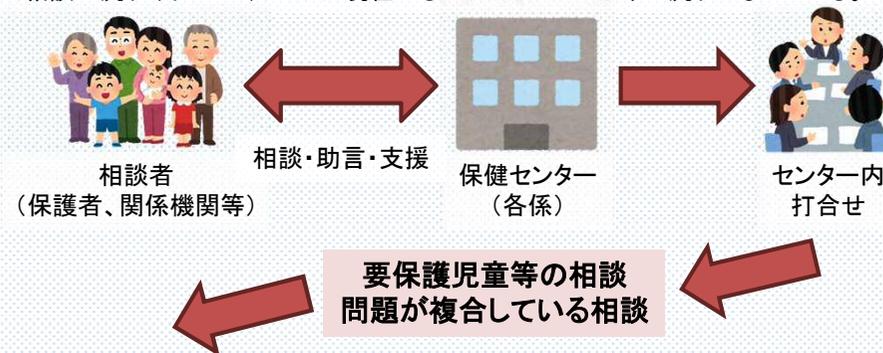
子ども家庭総合支援拠点は、広く子どもに関する相談を受け、必要な情報提供や支援等を行う「機能」を指す。「(物理的な)相談の場」を指しているわけではない。こうした業務は、これまで「保健センター」が長く役割を担い、特に、要保護児童等の相談は「家庭児童相談室」が中核的な機能を果たしてきた。以上を踏まえ、市民に対しては「子育てや子どもに関しての相談事があれば、保健センター(家庭児童相談室)に相談する」よう引き続き促していく。

各区保健センター 子育てや子どもに関する相談の窓口【母子保健、児童福祉、子育て支援】

国要綱等に定める機能(子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点)
【保健センター(区役所)全体で取り組む】

- 妊娠期から子育て期にわたる総合的相談・支援
 - ・妊産婦等の支援に必要な実情の把握
 - ・妊娠、出産、育児相談に応じ、必要な情報提供、助言、保健指導 等
- 要支援児童及び要保護児童等への支援
 - ・危機判断と対応、調査、アセスメント、支援・指導、児童相談所からの指導委託 等
- 関係機関との連絡調整
 - ・要保護児童対策地域協議会調整機関、支援の一体性や連続性確保

<相談の流れ(イメージ)> ※ 現在でもおおむねこのとおりの流れとなっている。



要保護児童対策地域協議会【家庭児童相談室が中核】

- 対象児童等への支援策検討、個別ケース検討会議の開催
 - ・危険度や緊急度の判断、状況把握、問題点の確認、情報共有
 - ・援助方針策定、役割分担、主担当機関や主たる支援機関の決定 等
- 支援の進行状況等の管理、評価
 - ・支援状況の進行管理・評価、支援方針等の評価・見直し 等
- 関係機関との連絡調整、協力要請
 - ・要保護児童対策地域協議会の調整機関
 - ・関係機関連携体制の強化に向けた啓発、研修 等

<要対協機能強化(≒支援拠点としての相談業務機能の強化)のための実施事項>

人員体制の充実(R2、R3の2年で6区に9人増。福祉コース職員、福祉業務経験者の配置(継続))
児童相談所から各区への技術的援助・助言を可能とする体制整備(児童相談所に家庭支援課設置)
特定妊婦支援検討カンファレンスの実施(支援方針や役割分担(母子保健、児童福祉)を個別に検討)
虐待通告児童について、関係機関から家庭状況の確認を定期的に行う仕組みを構築、運用開始
システム情報連携による情報共有の促進(子育てデータ管理プラットフォームの構築)
要対協ケース管理方法一元化(実務者会議の運営方法改善、家庭児童相談室内の進行管理標準化)
各種様式の合理化・簡素化による事務負担の軽減

児童福祉関係業務(児童相談関係)の
バックアップ(助言、ノウハウ提供)

児童相談所 子どもに関する専門相談機関【児童福祉】

- 相談支援業務の質の向上を図るための助言等
 - ・児童相談所の専門性(相談援助、心理支援等)を生かした助言等の仕組みを構築

- 要保護児童対策地域協議会の統括、各区の業務水準の向上・均質化
 - ・各区訪問や各区における業務状況に係る情報収集を通じ、マニュアル整備等を実施